

「道頓堀川水辺空間利用検討会」開催要綱

(目的)

第1条 道頓堀水辺空間利用検討会（以下「検討会」という）は、道頓堀川規制緩和区域における水辺空間の利用ルールに関する内容、同区間における管理運営事業者の運営状況に関する内容等について意見を徴するために開催する。

(検討会の委員)

第2条 検討会の委員は、前条に掲げる事項に関する学識経験を有する者と沿川隣接商工業関係者のうちから市長等が委嘱（委託）する。

(座長)

第3条 検討会の座長は、委員の互選により定める

- 2 座長は、検討会の議事を進行する。
- 3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(開催期間)

第4条 検討会は、4年間開催する。

附則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

この要綱は平成30年4月1日から改正する。